

成年後見制度の現状

1. 成年後見制度の概要	1
2. 成年後見制度の利用状況等	3
3. 第二期成年後見制度利用促進基本計画	13
4. 制度の利用促進の取組		
ア 厚生労働省(権利擁護支援、担い手の確保等)		
(1) 予算関連	22
(2) その他(法改正の経過等)	35
(3) 自治体における取組状況	46
イ 法務省(制度の普及啓発、不正防止)	53

1. 成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人となる者との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 （注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注2）（注3）（注4）	同上 （注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左 （注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

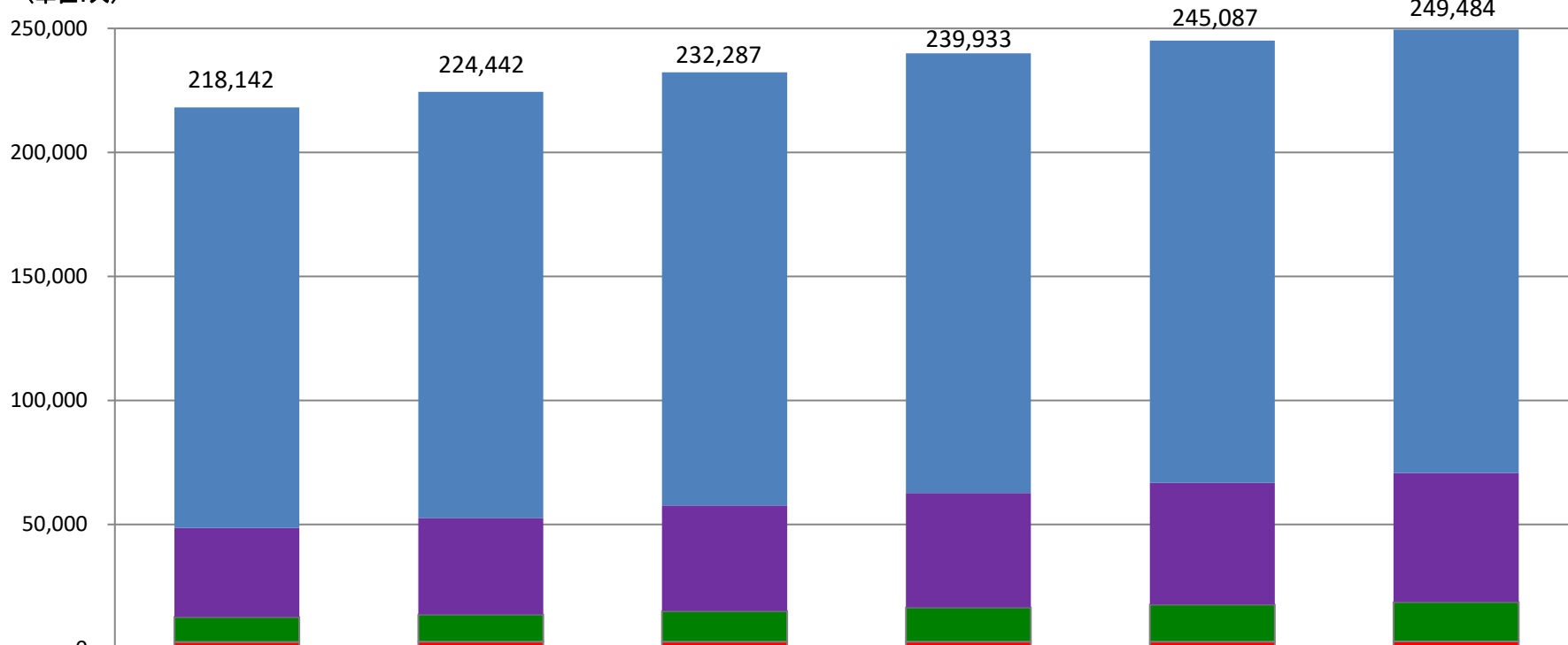
（注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

2. 成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移(平成30年～令和5年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約71.7%、保佐の割合が約20.9%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

(単位:人)



	平成30年12月末日	令和元年12月末日	令和2年12月末日	令和3年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日
■ 成年後見	169,583	171,858	174,680	177,244	178,316	178,759
■ 保佐	35,884	38,949	42,569	46,200	49,134	52,089
■ 補助	10,064	10,983	12,383	13,826	14,898	15,863
■ 任意後見	2,611	2,652	2,655	2,663	2,739	2,773
計	218,142	224,442	232,287	239,933	245,087	249,484

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：18.5%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.0%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

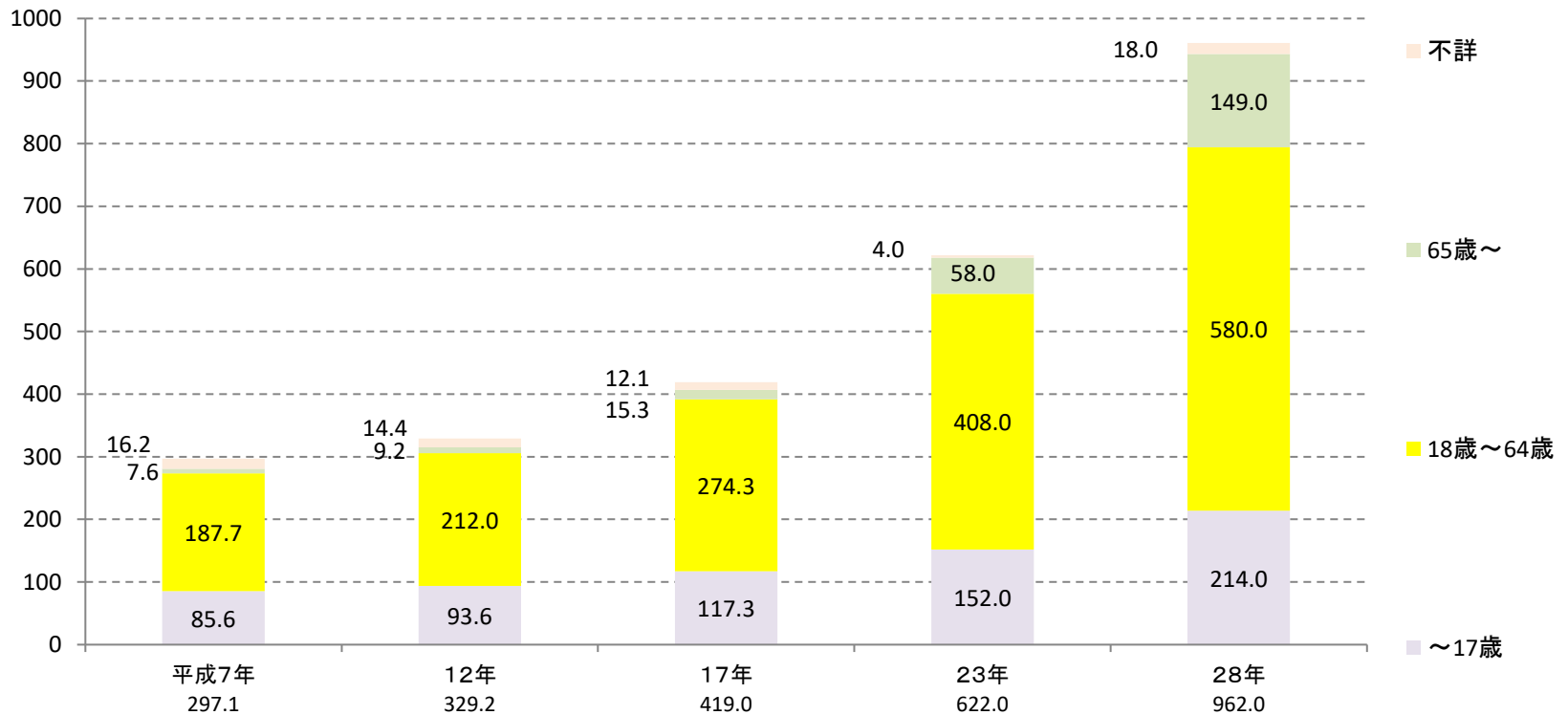
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

○ 知的障害者の推移をみると、平成23年と比較して約34万人増加した。

単位:千人

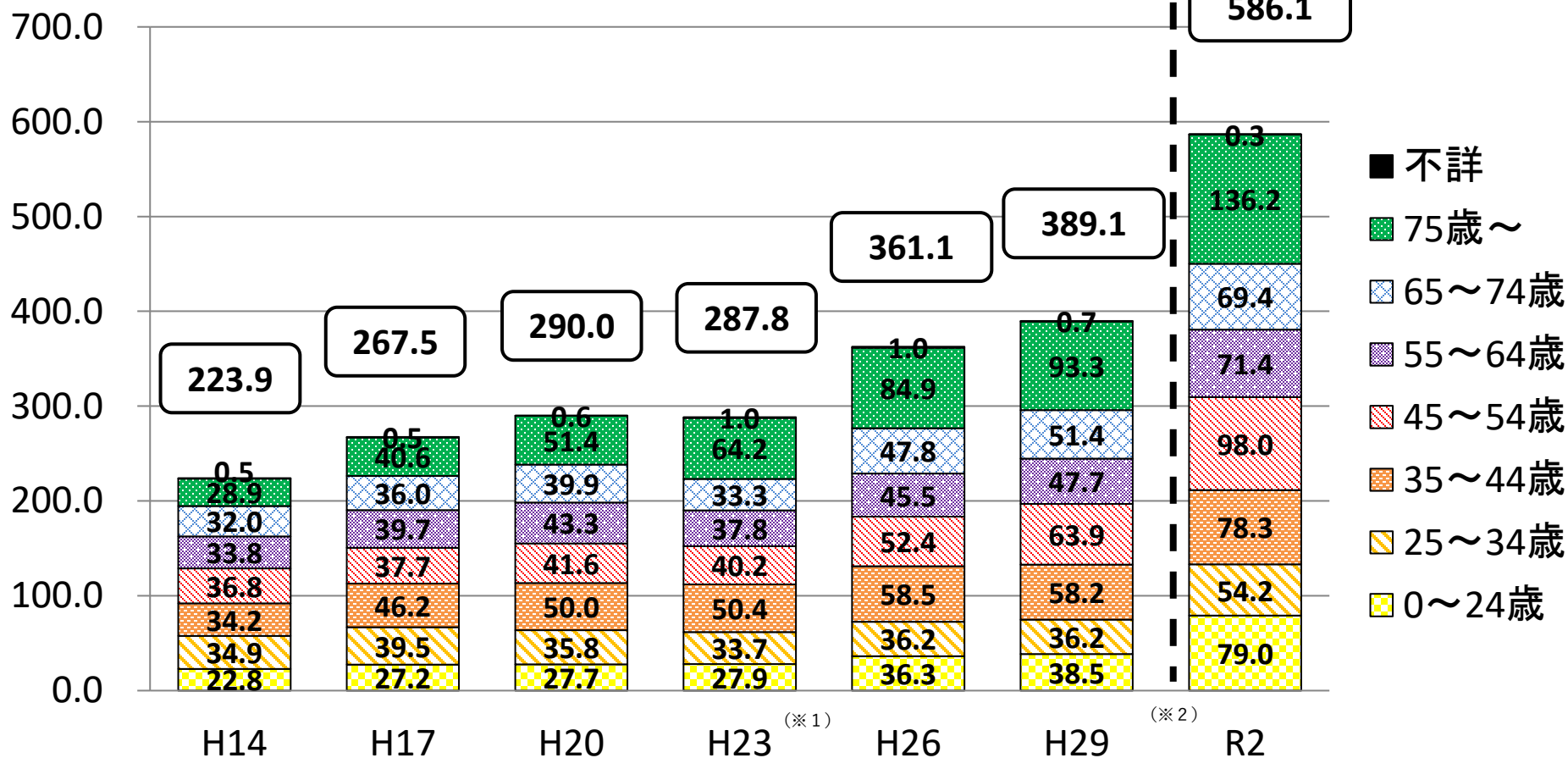


資料:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年~)

精神疾患を有する外来患者数の推移(年齢階級別内訳)

○ 外来の年齢階層別精神障害者数の推移について、令和2年においては、精神障害者総数586万1千人のうち、25歳未満79万人(13.5%)、25歳以上65歳未満301万9千人(51.5%)、65歳以上205万6千人(35.1%)となっている。

(単位:万人)

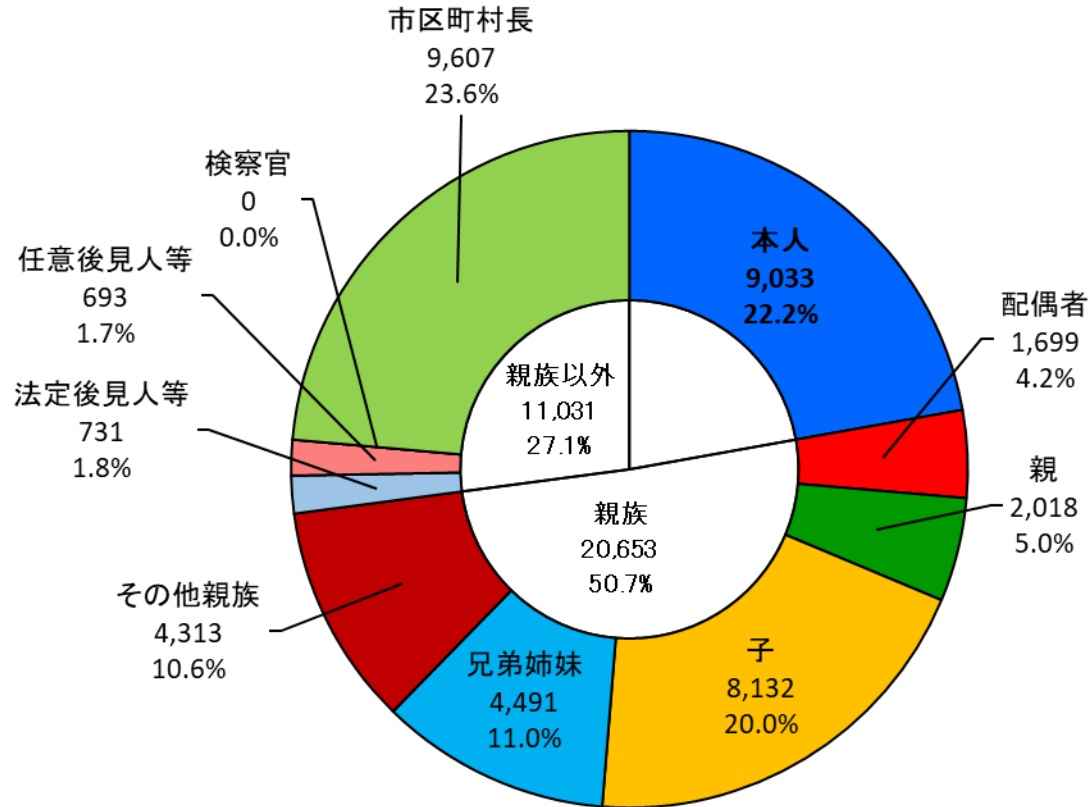


※1) H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

※2) R2年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(H29年までは31日以上を除外していたが、R2年からは99日以上を除外して算出)。

申立人と本人との関係別件数(令和5年)

○ 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.6%を占め、次いで本人(約22.2%)、本人の子(約20.0%)の順となっている。



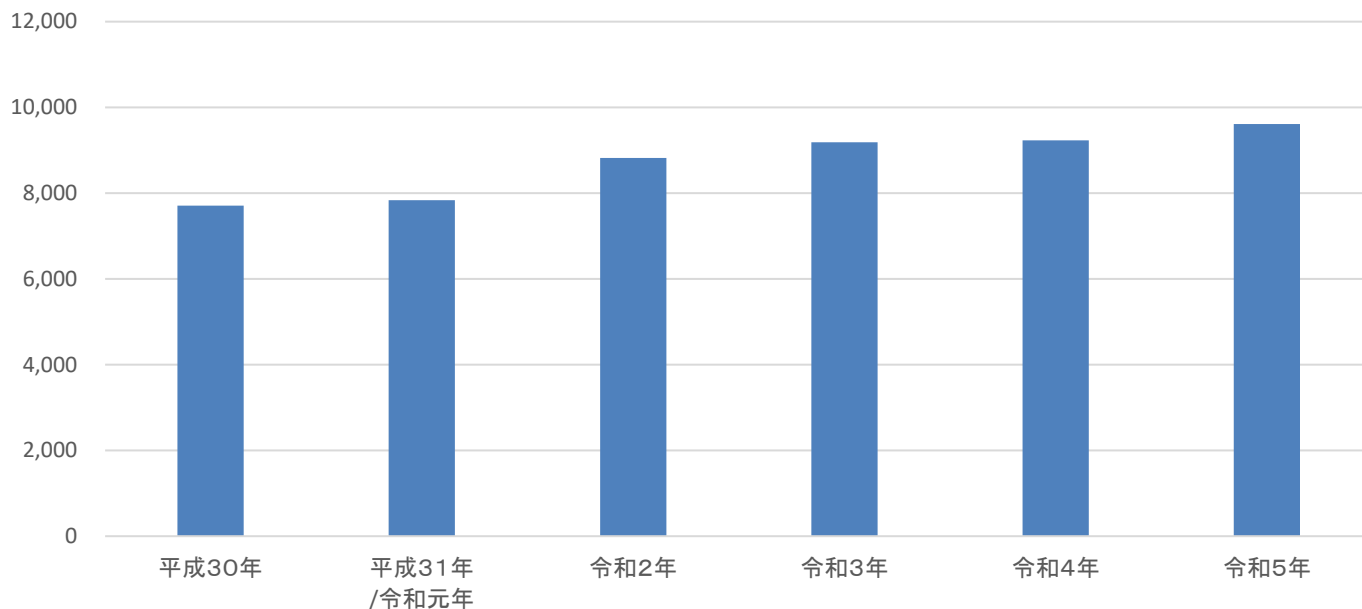
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

市区町村長申立件数の推移(平成30年～令和5年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和5年は全体の約23.6%となっている。

(単位:件)



	平成30年	平成31年 / 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市区町村長申立件数	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229	9,607
総数に占める割合	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%	23.6%
総数	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570	40,717

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

都道府県別の市区町村長申立件数(令和5年)

○ 全国の市区町村長申立件数は9,607件であり、総数に占める割合は約23.6%である。都道府県別の総数に占める割合は、約10.7%～44.0%と地域によってばらつきがある。

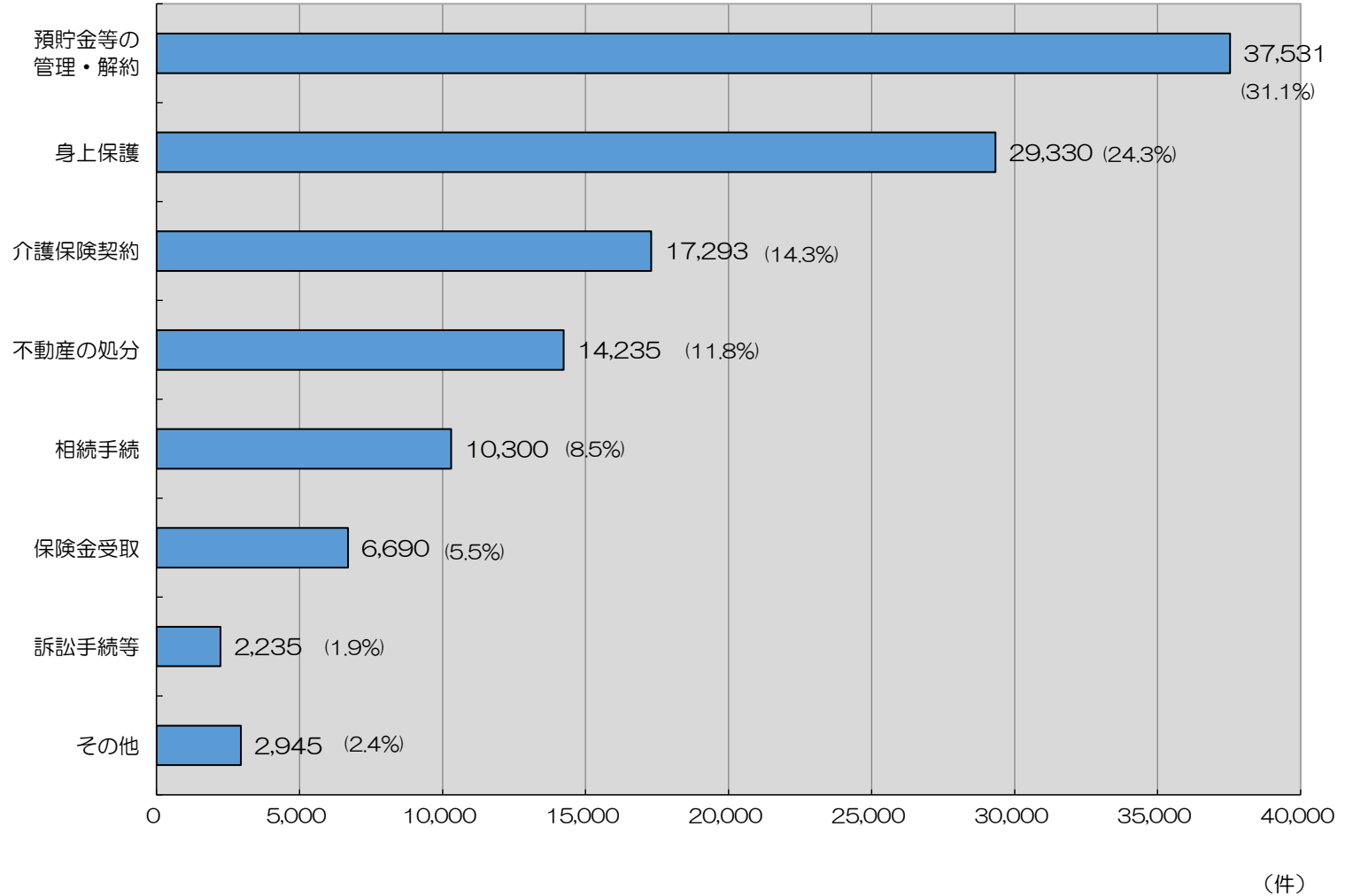
都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合
北海道	423件	1,844件	22.9%	石川	154件	428件	36.0%	岡山	343件	931件	36.8%
青森	147件	389件	37.8%	福井	59件	255件	23.1%	広島	219件	877件	25.0%
岩手	81件	303件	26.7%	山梨	83件	315件	26.3%	山口	124件	477件	26.0%
宮城	89件	409件	21.8%	長野	121件	496件	24.4%	徳島	108件	323件	33.4%
秋田	42件	201件	20.9%	岐阜	73件	317件	23.0%	香川	80件	292件	27.4%
山形	91件	237件	38.4%	静岡	296件	1,268件	23.3%	愛媛	139件	380件	36.6%
福島	174件	441件	39.5%	愛知	340件	1,452件	23.4%	高知	83件	261件	31.8%
茨城	173件	568件	30.5%	三重	84件	391件	21.5%	福岡	269件	1,746件	15.4%
栃木	112件	382件	29.3%	滋賀	58件	487件	11.9%	佐賀	72件	275件	26.2%
群馬	94件	534件	17.6%	京都	138件	1,293件	10.7%	長崎	50件	362件	13.8%
埼玉	466件	1,693件	27.5%	大阪	648件	3,588件	18.1%	熊本	232件	527件	44.0%
千葉	443件	1,908件	23.2%	兵庫	315件	2,359件	13.4%	大分	54件	262件	20.6%
東京	1,440件	5,102件	28.2%	奈良	104件	479件	21.7%	宮崎	162件	464件	34.9%
神奈川	745件	3,394件	22.0%	和歌山	72件	294件	24.5%	鹿児島	109件	450件	24.2%
新潟	181件	924件	19.6%	鳥取	63件	184件	34.2%	沖縄	99件	484件	20.5%
富山	79件	462件	17.1%	島根	76件	209件	36.4%	全国	9,607件	40,717件	23.6%

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

申立ての動機別件数(令和5年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



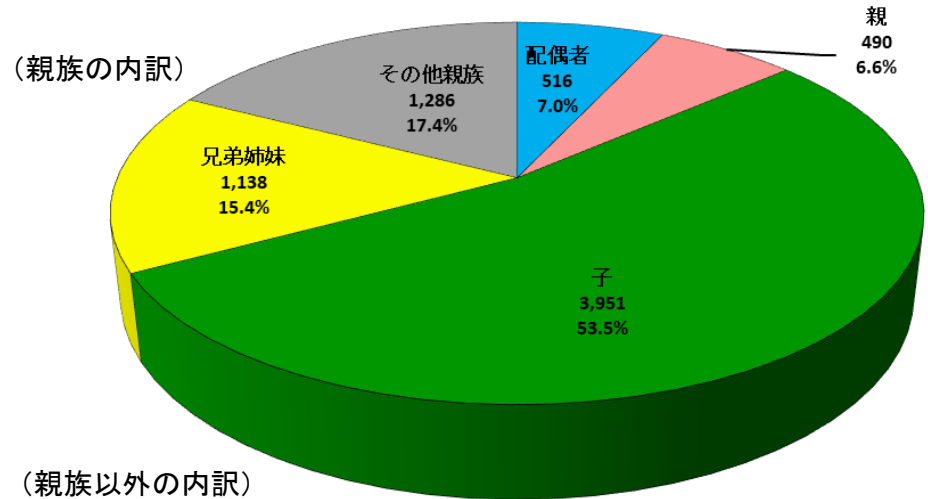
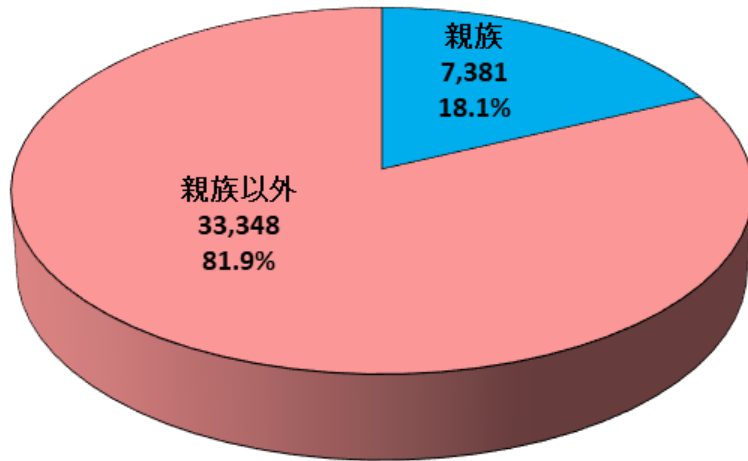
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況ー令和5年1月～12月ー」

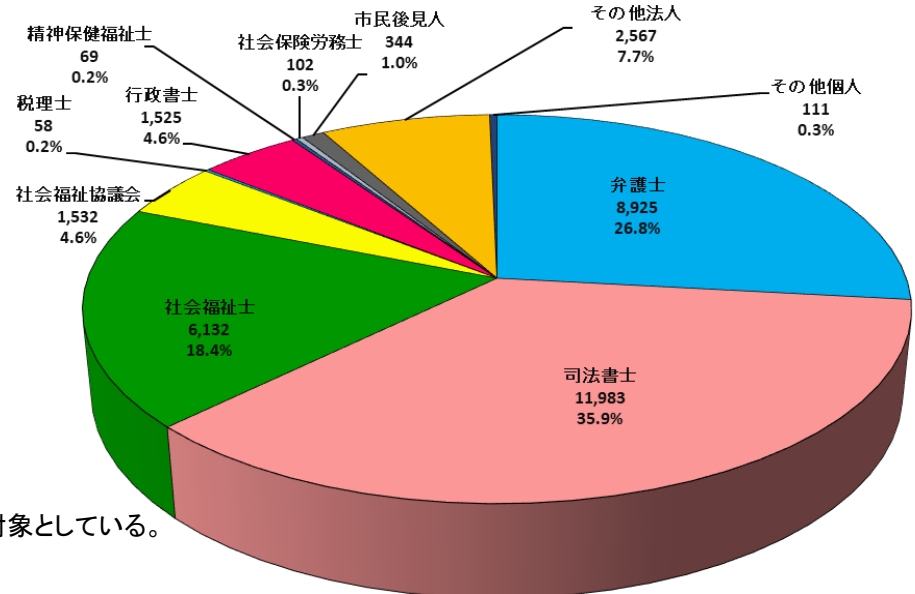
成年後見人等と本人との関係別件数(令和5年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,381件(全体の約18.1%)、親族以外の第三者が選任されたものが33,348件(全体の約81.9%)となっている。

(親族、親族以外の別)



(親族以外の内訳)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
 (注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(ただし、鑑定人により異なる)
※ 令和5年に鑑定を実施したものは全体の約4.5%(資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」)

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

3. 第二期成年後見制度利用促進基本計画

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 18%
親族以外82%(うち弁護士27%、司法書士36%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

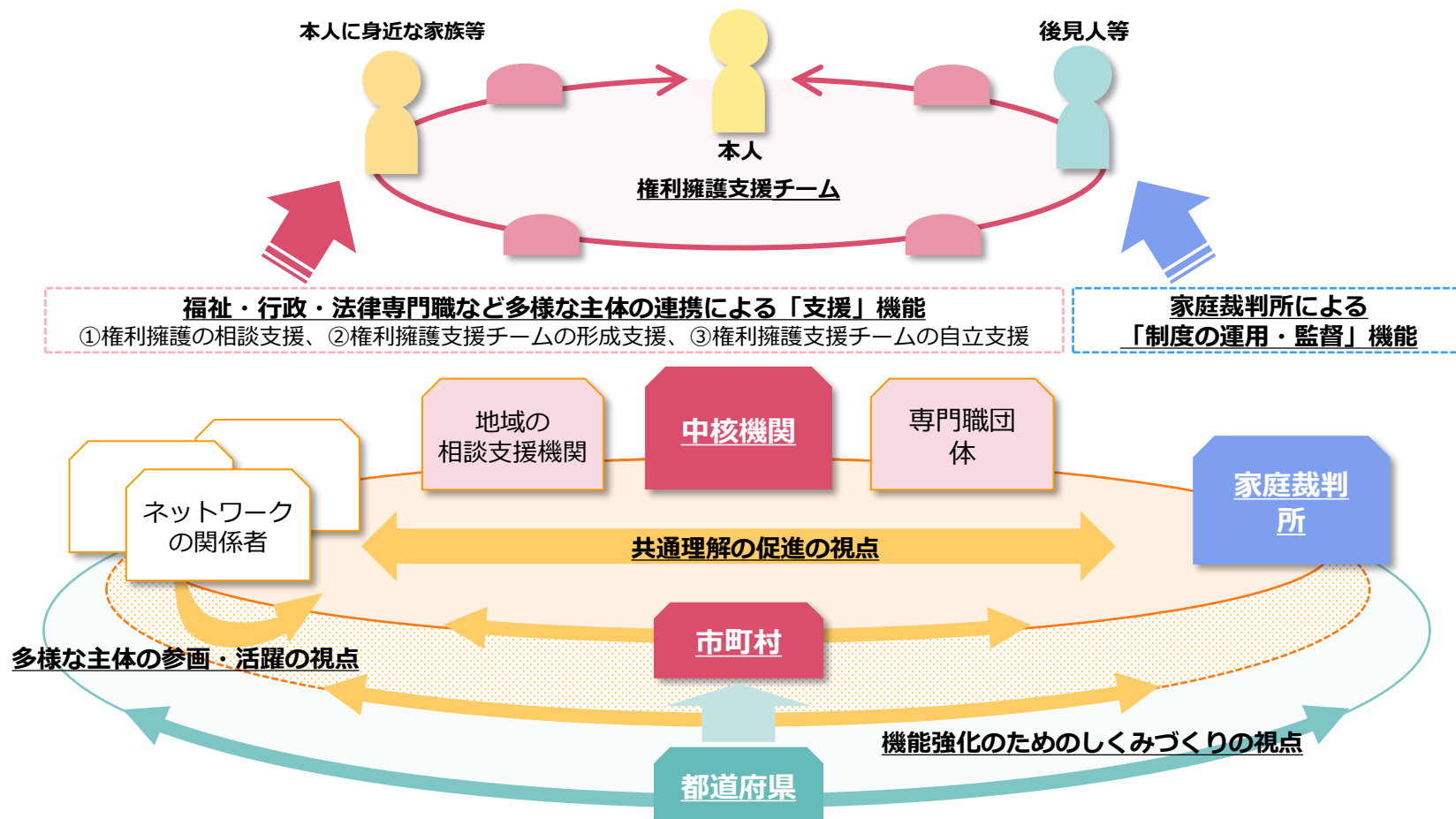
- 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進						
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組	—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進		市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討				
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進							
・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
			全国で適切に実施する方策の検討				
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進							
・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化							
・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
討 向 見 制 け 直 度 た し 等 検 査 の	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施					
	・ 都道府県による意思決定支援研修の実施	・ 全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			
	・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・ 基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
・ 柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討						
・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—							
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及						
・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
・ 保険の普及等事後救済策の検討	—							
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知					
	・ 制度や相談窓口の周知	・ 全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			
	・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・ 全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			
	・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				
・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—							

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省 (1) 予算関連

令和6年度予算

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進 11.4億円(8.1億円)

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等 10.2億円(6.9億円)

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、新たに後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施 1.2億円(1.2億円)

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を拡充するとともに、得られた実践事例の分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円（137億円）の内数

地域支援事業交付金 1,804億円（1,933億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金 505億円（504億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

成年後見制度利用促進関係予算（令和6年度当初予算）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業 7.8億円（4.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 79百万円（1.1億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修 54百万円（60百万円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.1億円（1.2億円）	—	—
新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進		●持続可能な権利擁護支援モデル事業 1.0億円（98百万円） ○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 25百万円（25百万円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円（137億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金505億円（504億）円の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,804億円（1,933億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（504億）円の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（504億）円の内数）

※ ●は、拡充。 ()内は、前年度当初予算額

成年後見制度の見直し検討に対応した総合的な権利擁護支援の推進

令和6年度予算額 11.4億円（令和5年度予算額8.1億円）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組も含めた「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた検討を進める。

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれた令和6年度末のKPIの達成に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況

・市町村による中核機関の整備	935市町村	(53.7%)	/1,741市町村
・都道府県による協議会の設置	19都道府県	(40.4%)	/ 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による意思決定支援研修の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- 令和6年度は、新たに単身高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施するとともに、これまでのモデル事業の実践等を踏まえた上で、法人後見の取組に民間事業者等が参画する取組の実施の促進を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理するとともに、金銭管理が必要な者の将来推計を行うなど新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和6年度当初予算）



※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

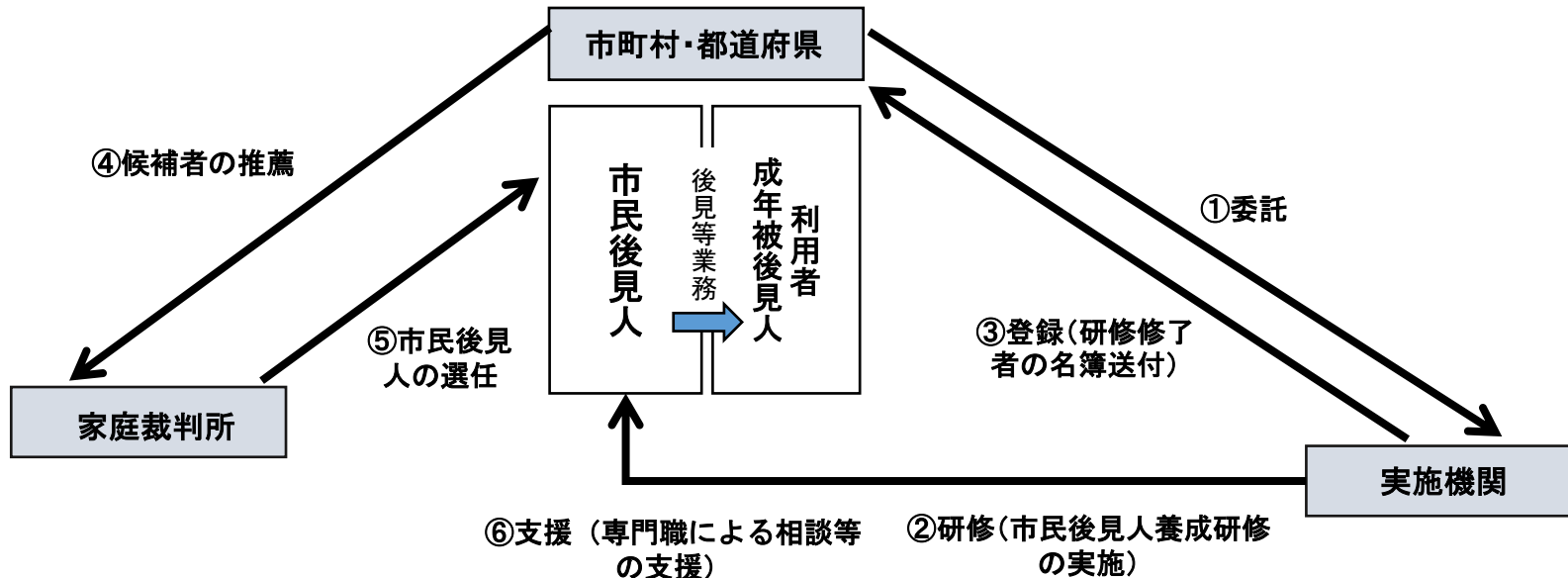
取組実施

体制づくり

市民後見人の養成

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県(負担割合:国2/3 都道府県1/3)

4. 令和6年度当初予算

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数 (令和5年度予算:137億円)

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1) 成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和6年度当初予算

地域支援事業交付金 1,804億円の内数（令和5年度予算：1,933億円）

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和6年度当初予算：地域生活支援事業費等補助金505億円の内数
(令和5年度予算：504億円の内数)

1 成年後見制度利用支援事業（本体事業）

- ・事業内容
成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・実施主体 市町村（必須事業）
- ・補助率 1／2以内

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（本体事業）

- ・事業内容
 - ①法人後見養成のための研修
 - ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ③法人後見の適正な活動のための支援
 - ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体 ①都道府県（任意事業）、市町村（必須事業）
②～④市町村（必須事業）
 - ・補助率 市町村 1／2以内、都道府県 1／4以内
- ※都道府県は令和5年度から実施。

3 成年後見制度普及啓発事業（促進事業）

- ・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・実施主体 都道府県、市町村
- ・補助率 1／2

市民後見人を活用した法人後見への支援

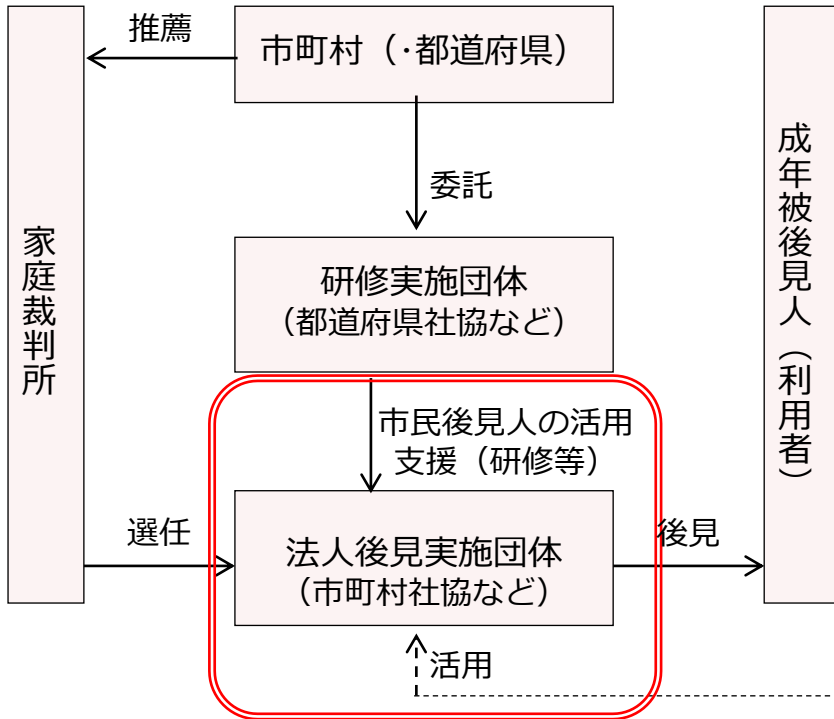
● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

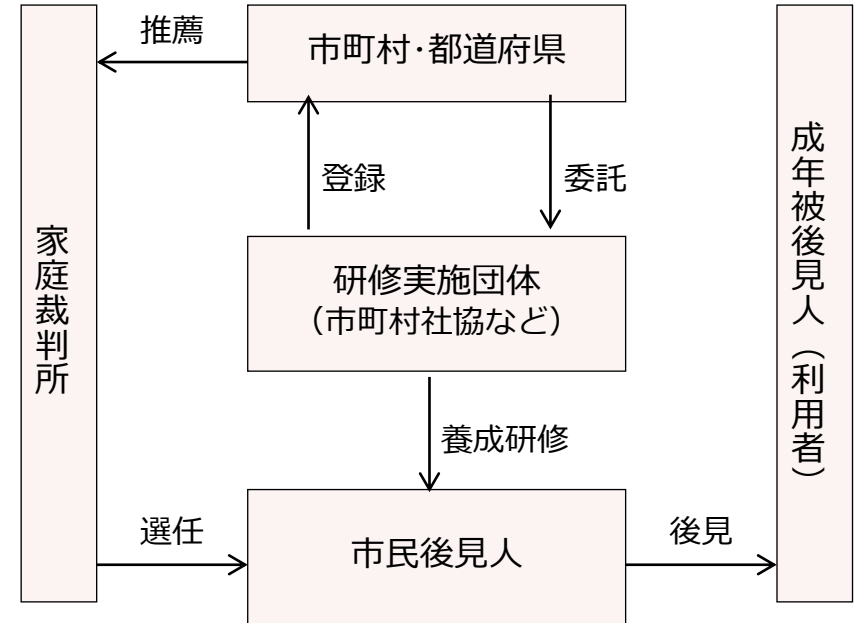
市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



（参考）



4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省

(2) その他(法改正の経過等)

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ
法施行	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和6年1月 1日施行	【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

高齢者関係

計画策定	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	2015(平成27年)年策定	認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止
	認知症施策推進大綱	2019(令和元)年とりまとめ	成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進(対象期間は2025[令和7]年まで)

老人福祉法の改正

老人福祉法（抜粋） ※成年後見（市民後見）関係の条文

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

介護保険法について

介護保険法（抜粋）

（地域支援事業）

第115条の45

1～2（略）

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一～二（略）

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

※「成年後見制度利用支援事業」については、地域支援事業の実施要綱において以下の通りとしている。

地域支援事業実施要綱(抄)

別記4 任意事業（3）その他の事業

次のアからカまでに掲げる介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。

4・5（略）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営む**ことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く**国民が享受**できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)



【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・社会参加活動等の推進 等

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正知的障害者福祉法 改正精神保健及び精神障害者福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化 ※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け
	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年 4月施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

知的障害者福祉法の改正

知的障害者福祉法（抜粋） ※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成25年4月1日施行
（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

（審判の請求）

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等を行う者の推薦等）

第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成26年4月1日施行
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律）

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

※成年後見関係の条文

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三（略）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六 以下（略）

第77条第1項第4号 ※平成24年4月1日施行

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）

第77条第1項第5号 ※平成25年4月1日施行

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

4. 制度の利用促進の取組 ア 厚生労働省

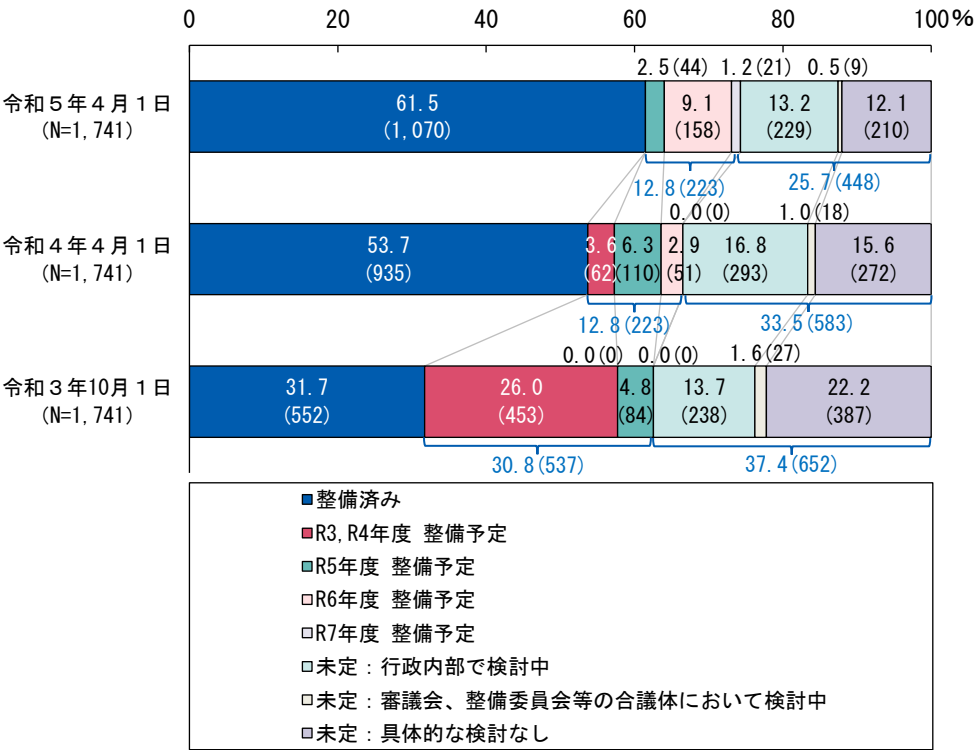
(3) 自治体における取組状況

※数値は精査中であり、今後変動する可能性がある。

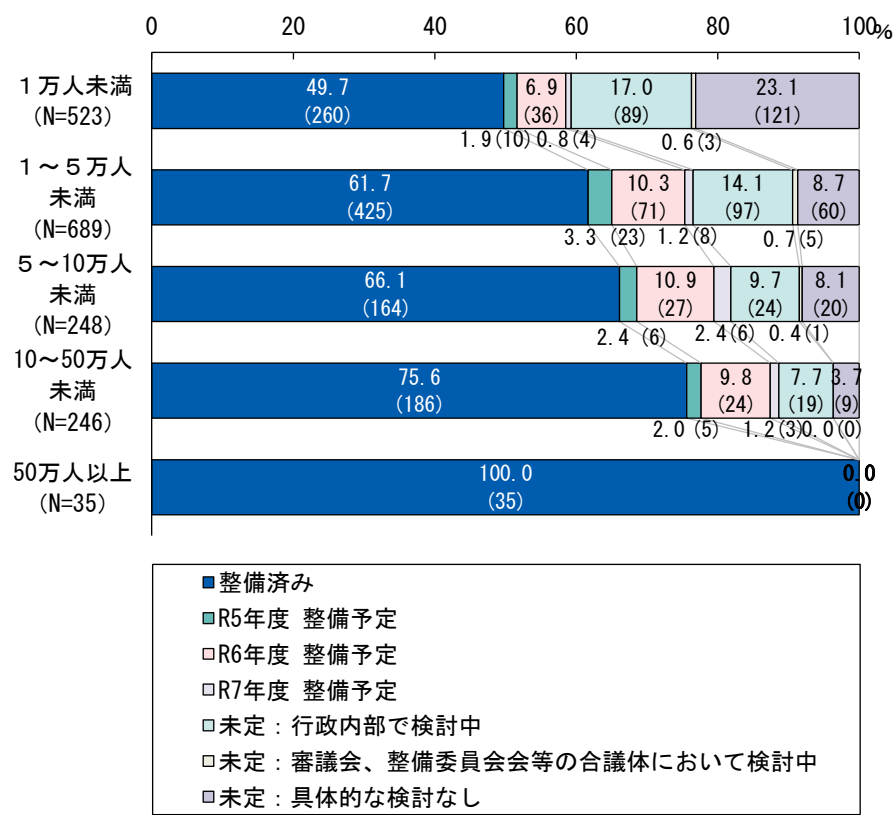
調査名：令和5年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査
 調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県
 調査時点：令和5年4月1日（一部の調査項目は令和4年度実績等）

1. 中核機関等の整備状況

(1) 中核機関の整備状況、整備(予定)時期<全体>

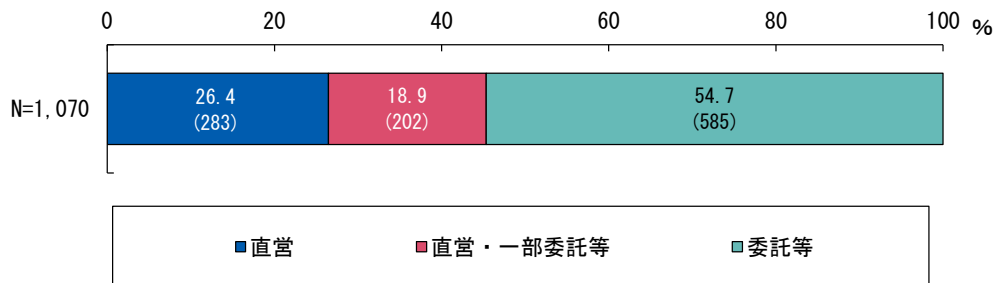


(2) 中核機関等の整備状況、整備(予定)時期<自治体規模別>



(3) 中核機関の運営主体（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）

※数値は精査中であり、今後変動する可能性がある。



委託先	委託している機関数
社会福祉法人	667
うち、社会福祉協議会	624
NPO法人	81
一般社団法人	59
公益社団法人	2
その他	29

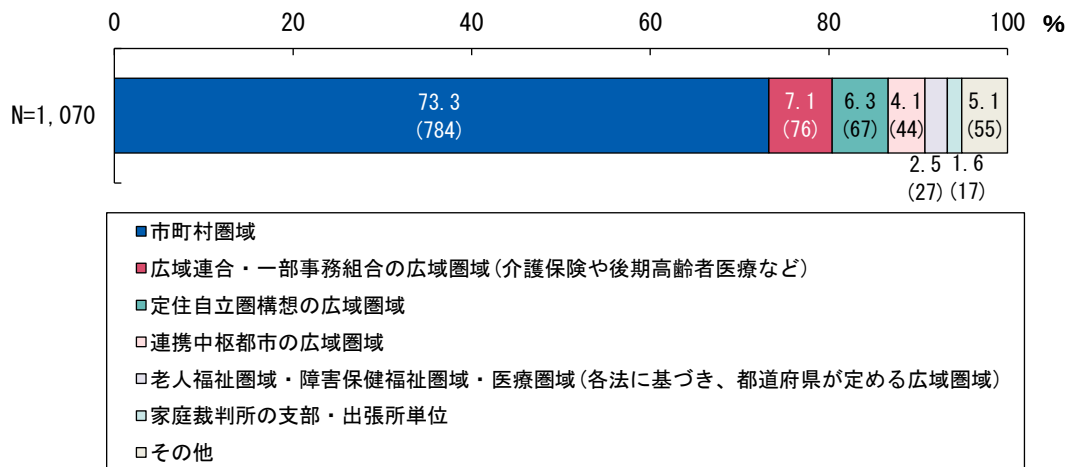
中核機関の委託先内訳

（中核機関の運営主体が「委託等」または「直営・一部委託等」の自治体のみで集計）

※1自治体で複数の機関に委託している場合や、複数の自治体が1つの機関に委託している場合がある。

※重複を含む。

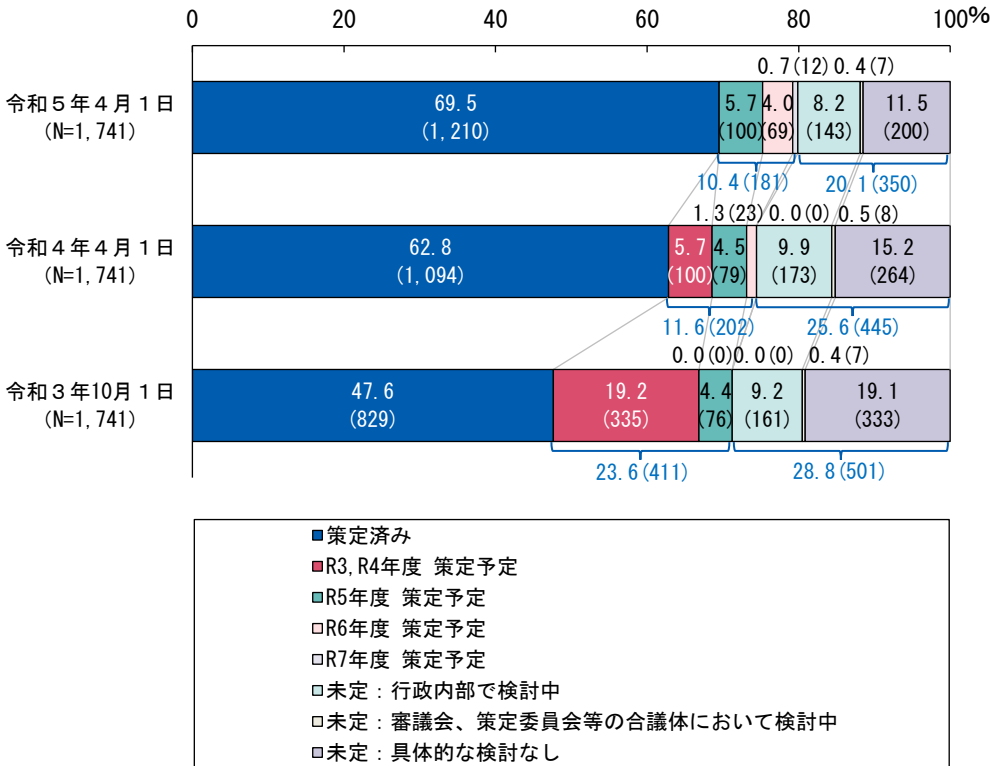
(4) 中核機関の整備圏域（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）



※数値は精査中であり、今後変動する可能性がある。

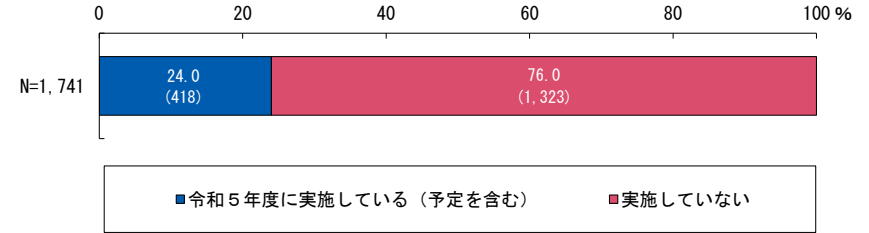
2. 市町村計画に関する取組

(1) 市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>



3. その他の取組

(1) 市民後見人の養成等の実施有無



市民後見人の養成・受任状況

養成者数(累計)	23,323人	
うち、法人後見の支援員に従事している人の数	2,808人	(11.2%)
うち、日常生活自立支援事業の生活支援員に従事している人の数	3,394人	(14.6%)
登録者数	8,202人	(35.2%)
成年後見人等の受任者数	1,904人	(8.2%)

※養成者数は令和5年4月1日時点までの累計人数、他項目は令和5年4月1日時点の人数を記載。

※()内は養成者総数23,323人に対する割合を示す。

(2)市区町村長申立の実施状況(令和4年度・人口規模別)

※数値は精査中であり、今後変動する可能性がある。

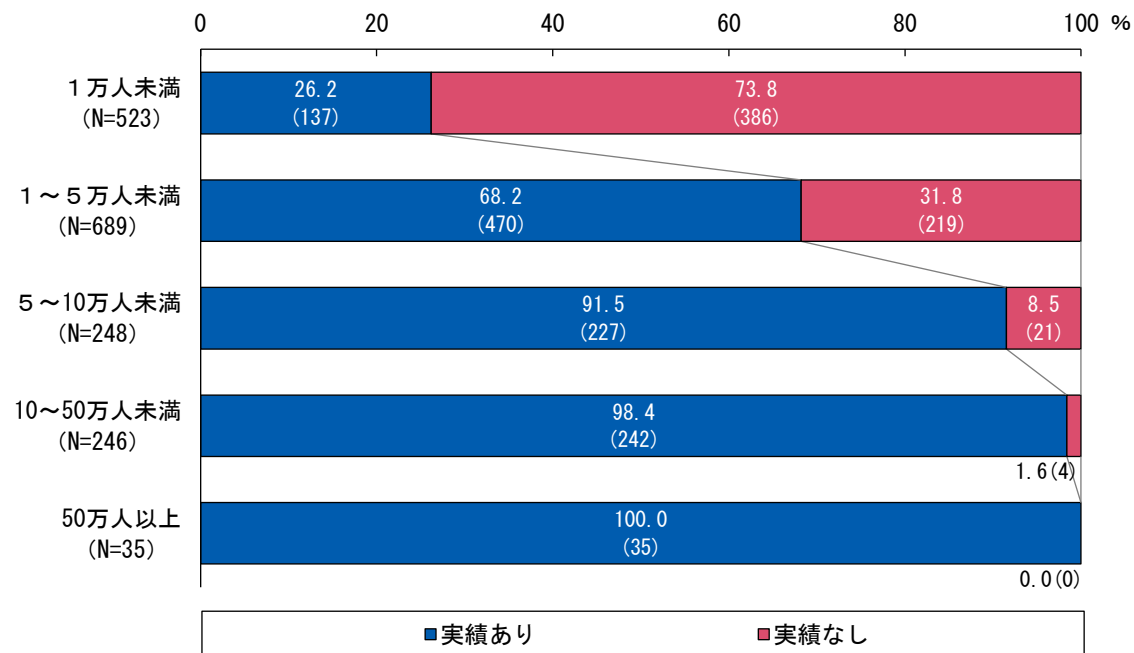
①申立件数

年度	市町村長申立ての実績がある市町村数	実施件数			
		全体	内訳		
			高齢者	知的障害者	精神障害者
令和4年度実績	1,111	9,271	7,803	737	731
令和3年度実績	1,129	9,008	7,608	676	724
令和2年度実績	1,112	9,062	7,547	759	756

②人口規模別の実施状況

人口	市町村長申立ての実績の有無		実施件数			
	実績ありの自治体数	実績なしの自治体数	合計件数	内訳		
				高齢者	知的障害者	精神障害者
1万人未満	137	386	211	180	19	12
1～5万人未満	470	219	1,317	1,072	126	119
5～10万人未満	227	21	1,164	937	127	100
10～50万人未満	242	4	3,923	3,323	279	321
50万人以上	35	0	2,656	2,291	186	179
全体	1,111	630	9,271	7,803	737	731

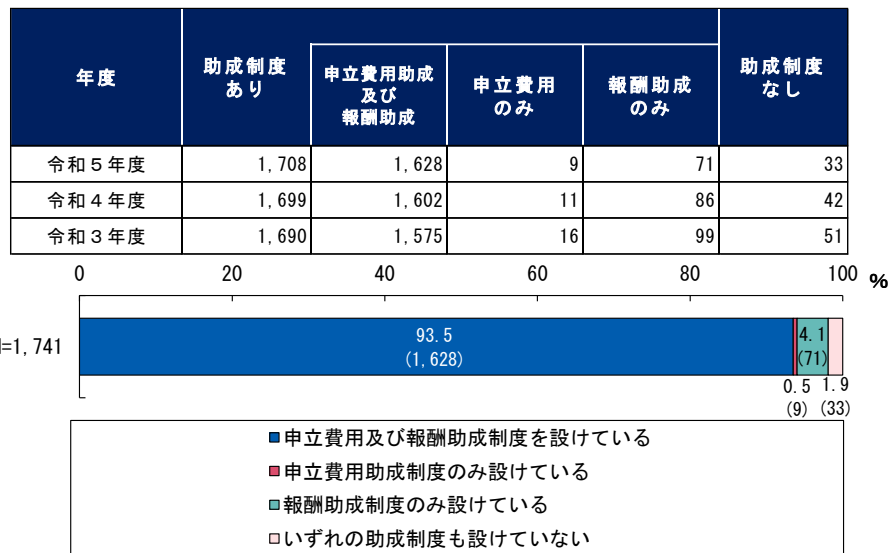
人口規模別の実施状況



(3) 成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬の助成の実施状況

① 助成制度の有無

○ 高齢者を対象とした申立費用及び報酬助成制度の有無



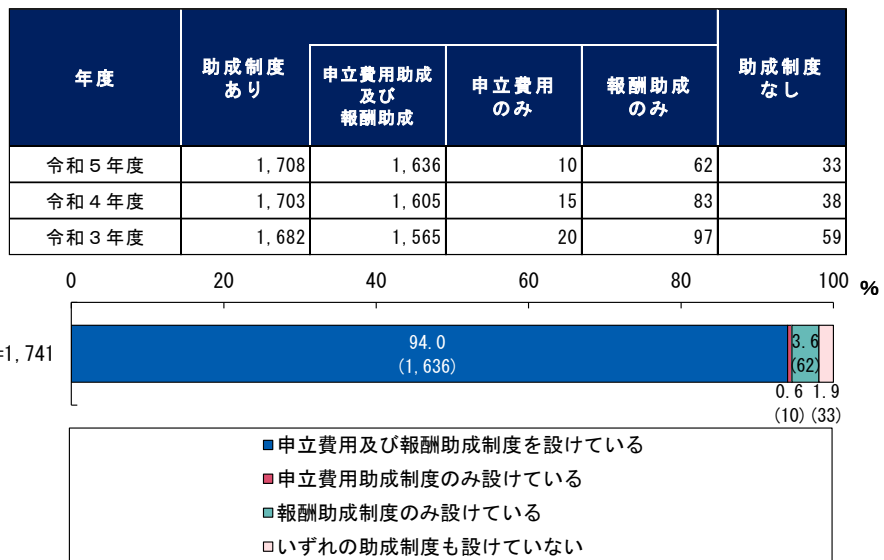
② 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成対象の状況 (自治体数)

○ 高齢者関係

年度	申立人				類型			資力の状況	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	の生活保護	以外生活も保護可
令和5年度	1,706	1,178	1,143	937	1,708	1,687	1,685	14	1,694
令和4年度	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
令和3年度	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667

高齢者を対象とした申立費用及び報酬助成制度の対象 (申立人・類型・資力の状況)
(高齢者を対象とした申立費用助成制度または報酬助成制度がある自治体のみで集計)

○ 障害者を対象とした申立費用及び報酬助成制度の有無



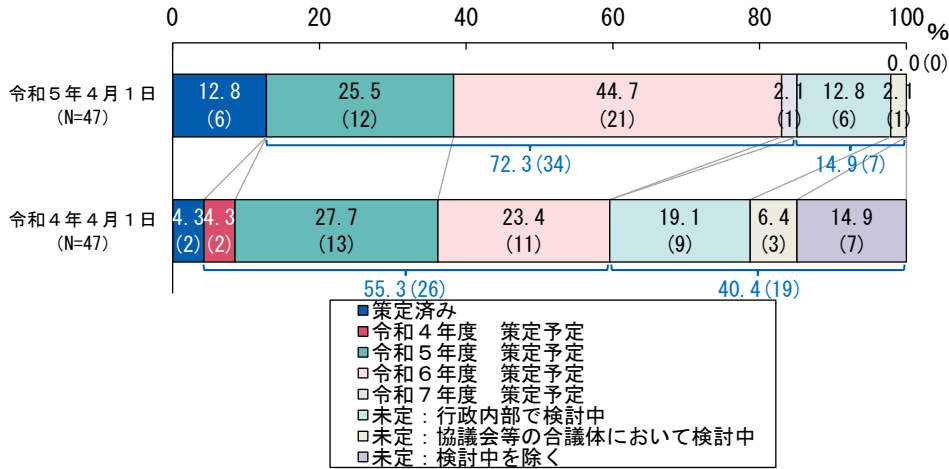
○ 障害者関係

年度	申立人				類型			資力の状況	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	の生活保護	以外生活も保護可
令和5年度	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695
令和4年度	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
令和3年度	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651

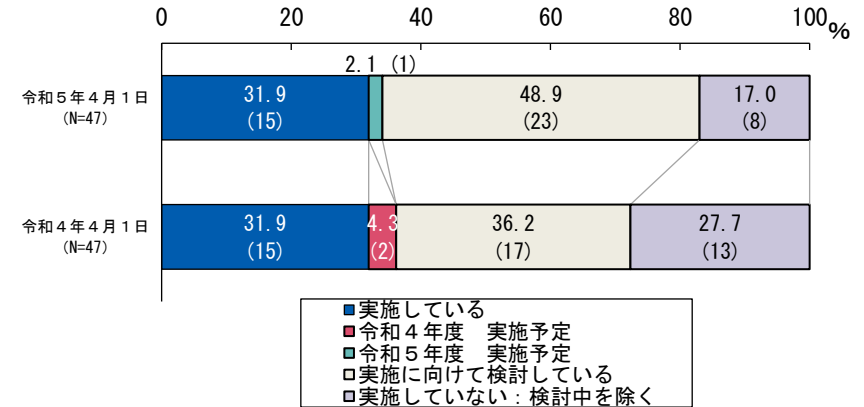
障害者を対象とした申立費用及び報酬助成制度の対象 (申立人・類型・資力の状況)
(障害者を対象とした申立費用助成制度または報酬助成制度がある自治体のみで集計)

4.都道府県の取組状況※ ※ 令和6年度末までのKPIが設定されている取組に限る

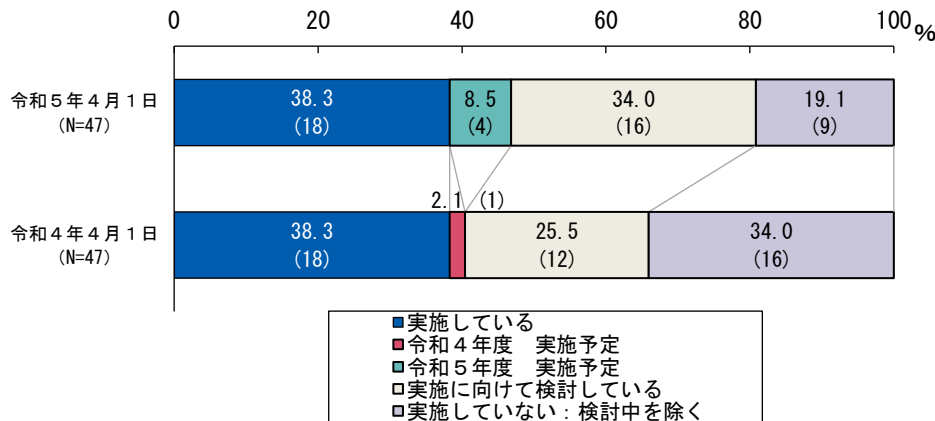
● 都道府県による担い手の育成方針の策定状況



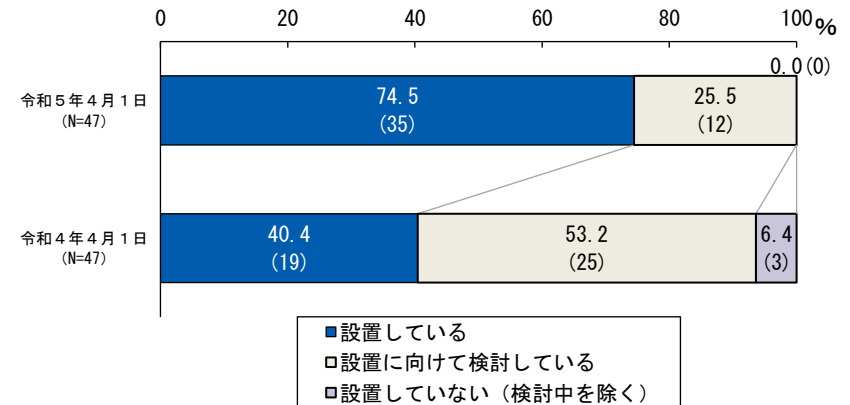
● 都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



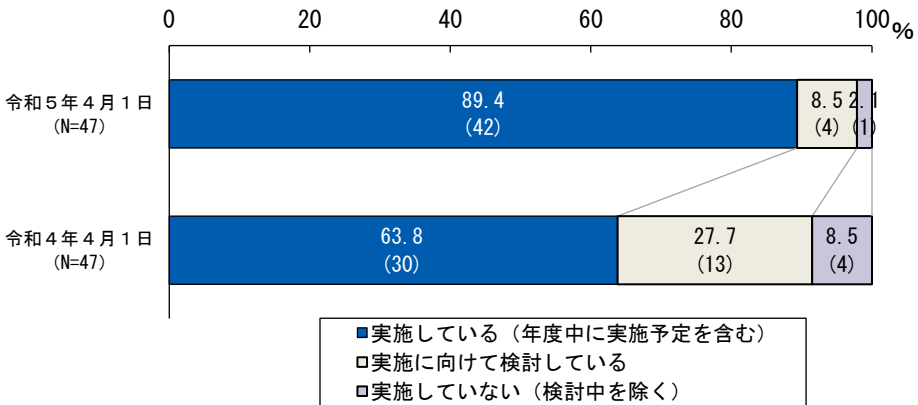
● 都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



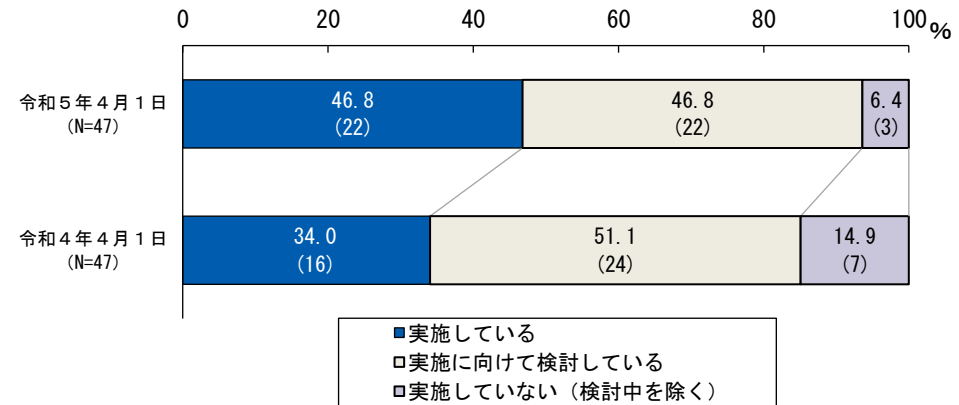
● 都道府県単位の協議会の設置有無



●都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施状況



●都道府県による意思決定支援研修の実施状況



4. 制度の利用促進の取組 イ 法務省 ①制度の普及啓発

成年後見制度に関する広報啓発の取組

○成年後見制度の国民への周知等

<現状と課題>

・現状

(法務省)

成年後見制度に関する法務省のパンフレット、リーフレット及びウェブサイトを充実させ、保佐・補助及び任意後見制度の利用事例についても、制度利用によるメリットを感じられる内容とした上、任意後見制度に関する広報用動画を作成・公開するとともに、成年後見制度に関するポスターを作成・掲示することにより、成年後見制度の概要等を広く国民に周知している。

※ 家庭裁判所においても、「成年後見制度」に関するパンフレットやリーフレットを作成し、同制度を利用しようとする方に向けて、制度の概要や手続の流れ等について案内している。

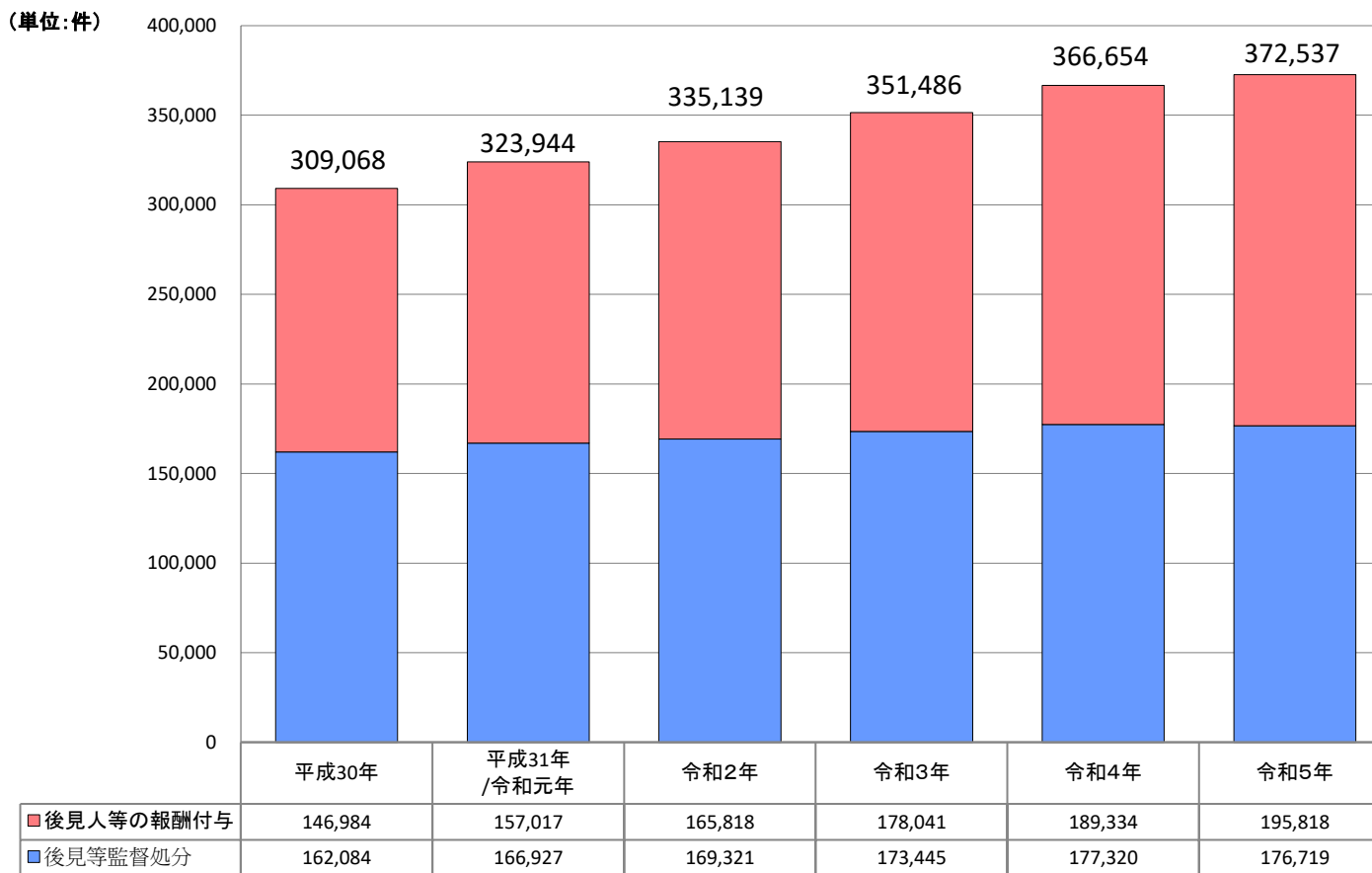
・課題

未だ、知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少なく、保佐・補助及び任意後見の利用も低調であることから、引き続き、成年後見制度の周知を図る必要がある。

②不正行為の防止

後見等監督処分事件・後見人等の報酬付与事件の新受件数の推移(平成30年～令和5年)

- 家庭裁判所は、成年後見人等による不正行為の有無等の調査を行うため、①後見等の事務の状況を審査する後見等監督処分事件と、②後見人等に報酬を付与する報酬付与事件を処理している。
- 報酬付与の際には、後見等事務の状況を審査することになるため、この機会が不正防止の役割も果たしている。
- 令和5年については、後見等監督処分事件が前年比約0.3%の減少、後見人等の報酬付与事件が前年比約3.4%の増加となっている。




(注) 任意後見監督処分事件及び任意後見監督人報酬付与事件は含まれていない。 資料: 司法統計(令和5年の数値は、速報値である。)

後見監督人について

○後見監督人について

- 家庭裁判所は、**必要があると認めるときは**、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる(民法849条)。保佐人、補助人についても同様。

 以下のような場合に、後見監督人が選任されることがある。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
- ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されているとき(遺産分割等)
- ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき

- 平成30年から令和5年までの各年に、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任された件数は以下のとおりである。

平成30年	平成31年 /令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
2,060件	2,032件	1,974件	2,006件	2,153件	2,155件

資料: 司法統計(令和5年の数値は、速報値である。)

○後見監督人の報酬について

報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

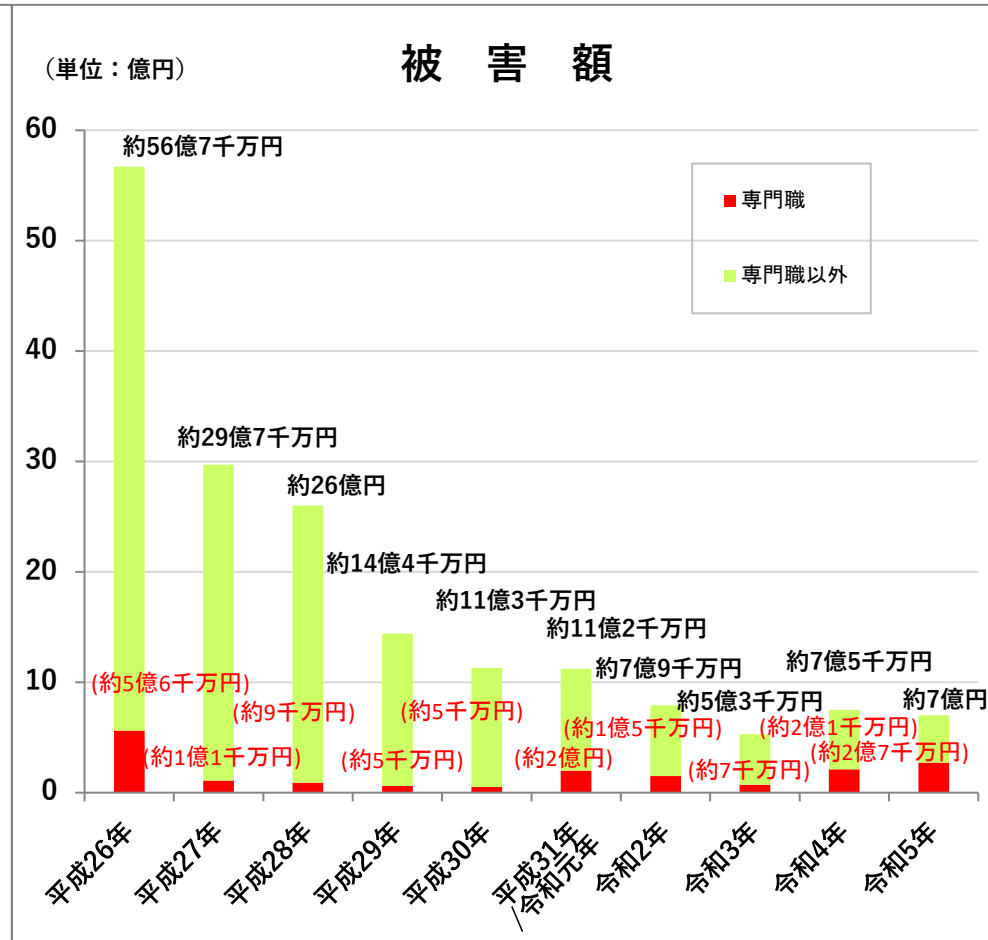
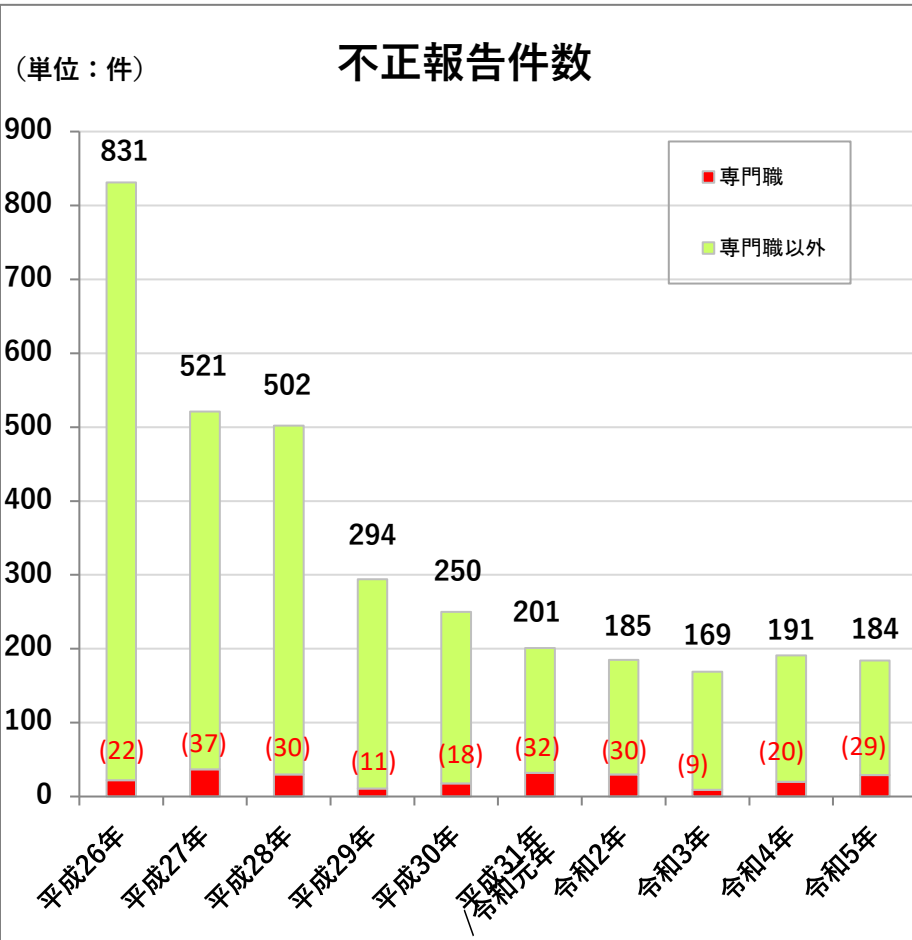
「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所, 東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

- 基本報酬
成年後見人が管理する財産額が5,000万円以下の場合には月額1万円~2万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額2万5,000円~3万円。
- 付加報酬
後見監督人として特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成26年～令和5年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少傾向に転じている。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。



※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

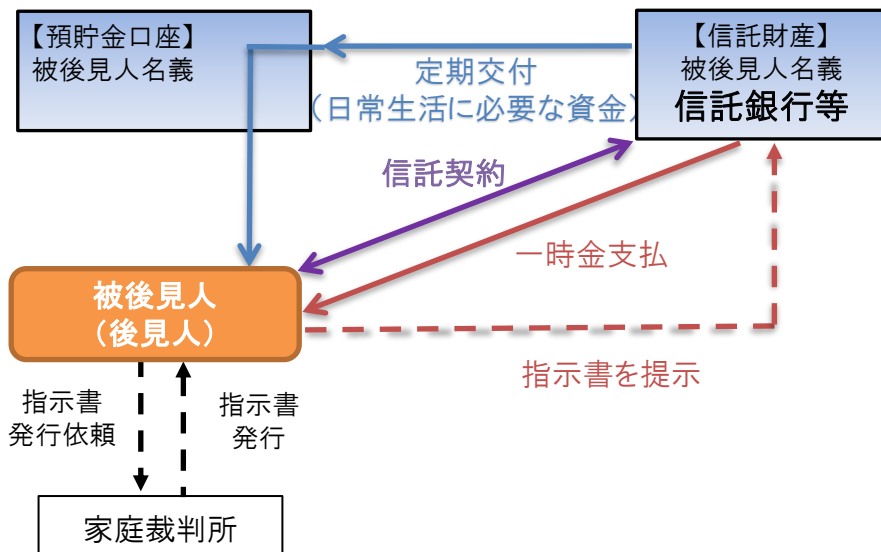
(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

資料：最高裁判所「後見人等による不正事例」より作成

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のスキーム

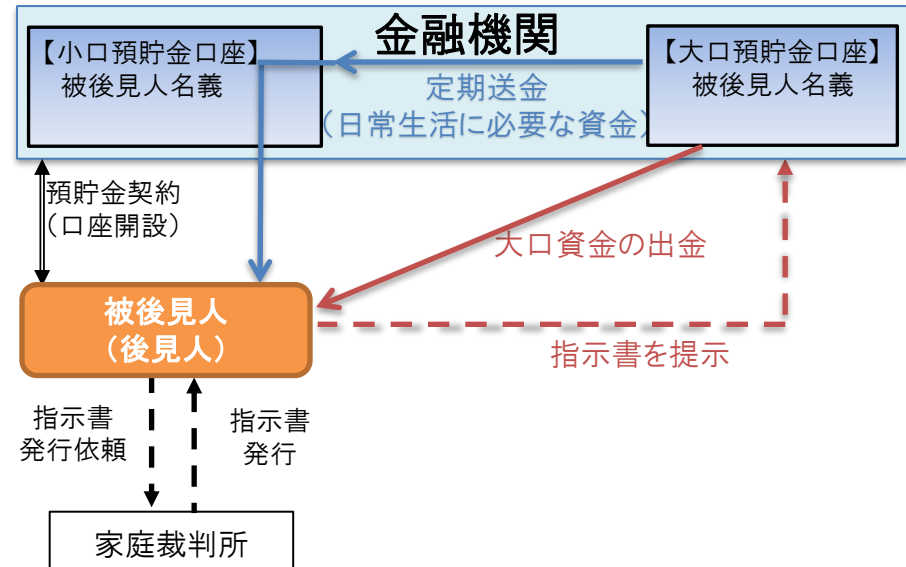
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用状況(平成24年2月～令和4年)

○ 後見制度支援信託^(注1)及び後見制度支援預貯金^{(注1)(注2)}(以下「後見制度支援信託等」という。)は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。平成26年以降後見制度支援信託の利用が進んだことに加え、平成30年からは後見制度支援預貯金の利用も進んだため、令和4年12月までの後見制度支援信託等の累計利用者数は下記のとおりとなった。

累計利用者数 ^{(注3)(注4)}



	H24.2～H24.12	～H25.12	～H26.12	～H27.12	～H28.12	～H29.12	～H30.12	～R1.12	～R2.12	～R3.12	～R4.12
後見制度支援信託	98	638	3,405	10,008	16,971	21,523	24,420	26,204	27,262	28,276	29,098
後見制度支援預貯金							535	1,874	3,534	5,452	7,437

(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入され、後見制度支援預貯金は、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。

(注2) 後見制度支援預貯金に関する実情調査は、平成30年1月から開始した。

(注3) グラフ中、利用者数として記載した数値は、平成24年2月から各年12月までの間に、後見人が代理して信託契約又は預貯金契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数である。(後見制度支援信託等の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

(注4) 同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、同時期に信託契約及び預貯金契約を締結した場合は、そのいずれについても利用者として算入している。